

大阪市指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等

入所選考指針取扱いマニュアル【別冊】

－ 入所選考指針についてのQ&A －

令和5年12月

大 阪 市

入所選考指針についてのQ&A

入所選考指針についてのQ&A

【入所申込関係】	
Q1 特例入所者はどのような方であり、いつから適用か。	・・・P 1
Q2 特例入所の要件とは具体的にどのような要件か。	・・・P 1
Q3 要介護1、2の方から入所申込があった場合どのように特例入所要件を確認するのか。	・・・P 2
Q4 特例入所要件の確認後、入所申込者が特例入所を希望していない場合、入所申込を受理するのか。	・・・P 2
Q5 要介護3～5の入所申込者は入所申込書の特例入所要件欄への記載は必須か。	・・・P 2
Q6 入所申込にあたり個人情報提供の同意は必須か。	・・・P 2
Q7 身体障がい者の方から申し込みがあった場合、記載欄がないがどのようにするのか。	・・・P 3
Q8 身体障がい者の方から申し込みがあった場合、記載欄がないがどのようにするのか。	・・・P 3
Q9 要介護未認定者はどうなるのか。	・・・P 3
【介護保険者の意見】	
Q1 入所希望者が特例入所申込を取消す場合は管理システムへ登録するのか。	・・・P 4
Q2 介護保険者へ意見を求めるのはいつか。	・・・P 4
Q3 意見を求める場合の必要な書類は何か。	・・・P 4
Q4 意見を求める（特例入所対象者）際に、入所申込書や調査票以外で特例入所判定にどうしても必要な書類がある場合、どうすればいいのか。	・・・P 5

入所選考指針についてのQ&A

Q5 意見を求める（特例入所対象者）場合の対象期間は。	・ ・ P 5
Q6 他都市からの入所申込者については介護保険者への意見はどうする のか。	・ ・ P 5
【 入 所 関 係 】	
Q1 現に入所している要介護1、2の被保険者が入院等により一旦退 所した場合、退院後、元の施設への再入所を希望した場合には、新 規入所者として入所判定するのか。	・ ・ P 6
Q2 特例入所対象者判定会議出席者の構成は。	・ ・ P 6
Q3 介護保険者の特例入所判定において、非該当の意見を受けた場合 において、施設としてやはり必要性・緊急性が高いため、入所判定 委員会において、非該当の意見と反して入所の判定することは可 能か。	・ ・ P 6
Q4 特例入所対象者や特例入所非該当者への入所非該当の説明におい て注意事項はあるのか。	・ ・ P 7
Q5 特例入所対象者に該当しない方はその結果について不服申立てを 行えるのか。	・ ・ P 7
Q6 入所選考委員会の協議内容記録は5年間保存するとありますが、 いつを起点に5年間保存すれば良いか。	・ ・ P 7
Q7 施設の入所選考委員会で入所順位を決定する際は、特例入所対象 者は要介護3～5の方よりも優遇されるのか。	・ ・ P 8
Q8 地域ケア会議などにより、在宅生活は不可であると判断された場 合は、要介護度に関係なく受け入れることはできるのか。	・ ・ P 8
【 そ の 他 】	
Q 1 特例入所関係についての問い合わせはどこにすればよいか。	・ ・ P 9

【入所申込関係】

Q 1

特例入所者はどのような方であり、いつから適用か？

A 1

平成27年4月1日以後入所する要介護1、2の方です。そのため、平成27年3月31日以前から入所している要介護1、2の方や要介護3～5で要介護1、2になった方については、特例入所要件を確認する必要がありません。ただし、平成27年4月1日以後入所した要介護3～5の方が要介護1、2になった場合、特例入所要件に該当しなければ入所継続できません。その場合、制度の説明を行い、本人が希望する適切な他のサービスを受けることができるように関係機関と調整してください。

Q 2

特例入所の要件とは具体的にどのような要件か？

A 2

入所選考指針に特例入所要件の記載があります。

- ・ 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ・ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である、若しくは育児、就労等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

具体的には認知症日常生活自立度のランク、知的障がい、精神障がいの状況、家族の介護の状況や虐待の有無、介護者の状況などを勘案することになります。

これらの要件に該当すると施設で判断に至り、入所選考委員会で審議する前に介護保険者へ特例入所の意見を求めてください。

入所選考指針についてのQ&A

Q 3

要介護1、2の方から入所申込があった場合どのように特例入所要件を確認するのか？

A 3

制度の説明を行い、入所申込書、調査票などの記載内容、本人、家族、担当ケアマネージャーに聞き取りをするなどにより確認してください。

Q 4

特例入所要件の確認後、入所申込者が特例入所を希望していない場合、入所申込を受理するのか？

A 4

入所希望者が特例入所希望していない場合でも、介護者である家族の方が介護疲れなどにより入所を希望する場合がありますので、制度の説明を行い、入所希望者と家族とで協議を行っていただき、それでも入所を希望しない時は申し込みを取り下げてください。必要があります。

Q 5

要介護3～5の入所申込者は入所申込書の特例入所要件欄への記載は必須か？

A 5

記載必須は要介護1、2の方です。そのため、要介護3～5の方は記載不要です。

Q 6

入所申込にあたり個人情報提供の同意は必須か？

A 6

平成27年4月以降に施設入所になる入所申込者は必須です。

また、同意の対象も拡大しているため、必ず同意を取ってください。

入所選考指針についてのQ&A

Q 7

身体障がい者の方から申し込みがあった場合、記載欄がないがどのようにするのか？

A 7

入所申込書兼台帳（様式1）の「障がいの程度」欄に記載してもらってください。

Q 8

既入所申込者も特例入所対象者になるのか？

A 8

平成27年4月1日以後入所した方で特例入所要件に該当すれば特例入所対象者になります。

特例入所で入所された方が長期入院などで退所となり、再度入所される場合においても、その時点で要介護1・2の場合は再度、特例入所の手続きが必要です。

Q 9

要介護未認定者はどうなるのか？

A 9

要介護認定結果が確定してから対応してください。そのため、短期入所などを活用してください。

【介護保険者の意見】

Q 1

入所希望者が特例入所申込を取消す場合は待機者管理システムへ登録するのか？

A 1

入所申込を受理した場合のみ待機者管理システムに登録してください。

Q 2

介護保険者へ意見を求めるのはいつか？

A 2

特例入所対象者が施設の入所選考員会の選考対象になる場合、介護保険者に意見を求めてください。

なお、既入所申込者も同様とします。

他市町村の被保険者の方は該当する自治体へ問い合わせをお願いします。

Q 3

意見を求める場合の必要な書類は何か？

A 3

「要介護 1 又は 2 の入所申込者について(報告)(様式 3)」に併せて、入所申込書兼台帳、入所選考調査票(様式 1・2)が必要となります。施設にて必要な情報を待機者管理システムへ入力し、印刷した様式 1～3 の資料を特例入所業務を大阪市から委託されている一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟(以下、「市老連」という。)へ毎月 15 日までに郵送してください。個人情報を取扱うため郵送する際は注意してください。

なお、既入所者で特例入所の対象となった方については、待機者管理システムの情報が入所申込時のままになっていますので、必ず現在の状況を入力し直してください。

入所選考指針についてのQ&A

Q 4

意見を求める（特例入所対象者）際に、入所申込書や調査票以外で特例入所判定にどうしても必要な書類がある場合、どうすればいいのか？

A 4

特例入所判定は基本的に入所申込書や調査票の情報で行いますが、どうしても必要な書類がある場合は入所申込書や調査票と共に市老連に郵送してください。なお、個人情報を取扱うため注意してください。

Q 5

意見を求める（特例入所対象者）場合の対象期間は？

A 5

対象期間は毎月16日から翌月の15日までに意見を求めた期間とし、その事象を翌月下旬の特例入所判定会議にて判定します。なお、特例入所判定は原則月1回行います。

Q 6

他市町村の被保険者である入所申込者については介護保険者の意見はどうするのか？

A 6

入所申込者の介護保険者へ意見を求めることとなります。介護保険者により方法や様式が異なりますので、それぞれの介護保険者へ確認してください。

【 入 所 関 係 】

Q 1

現に入所している要介護1、2の被保険者が長期入院等より一旦退所した場合、退院後、元の施設への再入所を希望した場合には、新規入所者として特例入所判定するの
か？

A 1

要介護1、2の被保険者が一旦退所したため、元の施設への再入所を希望した場合には、新規入所者として取扱うこととなるので、特例入所の手続きが必要です。

他の施設で特例入所の判定を受けていた方が長期入院等により退所扱いとなった場合や、現特養から別の特養へ移転する場合も、新規入所者扱いとなるので、移転先で特例入所の手続きが必要です。

Q 2

特例入所対象者判定会議出席者の構成は？

A 2

特例入所対象者判定会議出席者の構成は、本市の特例入所要件関係部署職員と本市関係団体の外部専門家にて特例入所対象者の判定を行います。

Q 3

介護保険者の特例入所判定において、非該当の意見を受けた場合において、施設としてやはり必要性・緊急性が高いため、入所判定委員会において、非該当の意見と反して入所の判定することは可能か？

A 3

特例入所については、国の指針では、介護保険者の適切な関与が必要となっていることから、特例入所判定会議において介護保険者の意見を決定しているところですが、

入所選考指針についてのQ&A

特養の最終的な入所の決定は、施設で行う入所選考委員会で決定することから、施設として必要性・緊急性が高く真にやむを得ない事情がある場合は、介護保険者の意見に反して入所判定会議で入所を決定することは可能です。その場合は介護保険者へ意見と異なる結果となったことを報告していただくことになります。

Q 4

特例入所対象者や特例入所非該当者への入所非該当の説明において注意事項はあるのか？

A 4

介護保険者発行の意見書を提示するなど、入所申込者が納得するように説明してください。なお、介護保険者から施設に対する意見書であるため、入所申込者に意見書を渡さないでください。

Q 5

特例入所対象者に該当しない方はその結果について不服申立てを行えるのか？

A 5

本市に対して不服申立てすることはできません。

Q 6

入所選考委員会の協議内容記録は5年間保存するとありますが、いつを起点に5年間保存すれば良いか？

A 6

入所選考委員会を開催した日から5年間保存してください。

Q 7

施設の入所選考委員会で入所順位を決定する際は、特例入所対象者は要介護3～5の方よりも優遇されるのか？

入所選考指針についてのQ&A

A 7

特に優遇を行わず、入所選考指針に基づき、要介護1～5で緊急性、必要性が高い方から入所順位を決定してください。

Q 8

地域ケア会議などにより、在宅生活は不可であると判断された場合は、要介護度に関係なく受け入れることはできるのか？

A 8

このケースについても、要介護1・2の方については、特列入所要件に該当するか否かを介護保険者に意見を求めてください。

【 そ の 他 】

Q 1

特例入所関係についての問い合わせはどこにすればよいか？

A 1

制度関係は大阪市福祉局高齢者施策部高齢施設課へお問い合わせください。

また、毎月の特例入所判定会議へ提出する書類等については市老連へお問い合わせください。

連絡先

入所選考指針、特例入所の制度に関すること

大阪市福祉局高齢者施策部高齢施設課

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 3-1-7-331 船場センタービル 7号館 3階

電話番号 06-6241-6530

特例入所判定会議の運用、特例入所の介護保険者への意見を求める書類の提出先

一般社団法人大阪市老人福祉施設連盟

〒543-0021 大阪府天王寺区東高津町 12-10

大阪市立社会福祉センター 3階 311号室

電話番号 06-6765-3611